

札幌市宿泊税条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市規則第 5 1 号

札幌市宿泊税条例の施行期日を定める規則

札幌市宿泊税条例（令和 6 年条例第 5 2 号）の施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。ただし、同条例第 1 2 条第 2 項及び第 3 項の規定の施行期日は同年 7 月 1 日とし、同条例附則第 3 項から第 7 項までの規定の施行期日はこの規則の公布の日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。